

東京都都市緑化基金

令和8年度 花壇ボランティア活動支援

助成対象物品一覧

助成対象となるのは「緑化活動に直接必要な花苗類、土・肥料類、道具類、消耗品類」の購入代金となり、領収書・レシート類の写しの提出が必要です。

本資料に記載の「助成の対象外となる物品」や、委託費・送料・事務費・保険料・消費税などは対象外です。

購入を予定している物品が助成の対象になるか不明な場合は、事務局にご確認ください。（回答には数日を要する場合があります。日にちの余裕をもってお問い合わせください。）

領収書・レシートについて

以下の(1)～(5)を満たすものが助成対象となります。不備があった場合は、提出いただいても助成金交付の対象外となりますので十分にご注意ください。

- (1)領収書原本をスキャン・撮影した画像で、購入内容が目視で読み取れる画質であること
文字が読み取れない画質のため助成金額が算定できない事例が非常に多くあります。
助成金交付の対象外となりますので、提出前に必ずご自身で画像をご確認ください。
- (2) 購入品の内訳、単価、数量、販売店名が分かること
× 「お品代 15,000 円」 ➡ 購入内容が確認できないため助成金交付の対象外
○ 「お品代 15,000 円(パンジー@100 円×50、プリムラ@200 円×50)」
- (3)手書きの領収書には、購入の内訳(品物・単価・数量)と、納品時の場所・品物・数量が確認できる内訳書と写真を添付する
購入内容の内訳や、納品場所・購入内容・数量の分かる写真の添付がない場合は、提出いただいても助成対象外となります。必ず内訳の記録、写真撮影をしてください。
- (4)団体名が記載されていること
重要 宛名が無記載の領収書や、個人名のみ、略称、別団体名など、申請時の団体名と一致しない領収書は助成対象外となります。
- (5)以下の期限内の領収書であること
2026 年 4 月 1 日～2027 年 1 月 31 日
※2027 年2月1日以降の領収書は、令和 9 年度も助成継続の場合、助成の対象となる予定です。申請継続を希望する場合は2月1日以降の領収書も保管してください。

助成の対象となる物品の例

※ここに記載のない物品でも、助成の対象となる場合があります。

●花苗類

花の苗、球根、種子

※宿根草、低木を含む樹木類、食用植物を植える場合は事前に土地所有者・管理者の許可を得てください。

●道具・消耗品類

移植ごて、園芸ばさみ、のこぎり、くわ、鎌、じょうろ、バケツ、散水ホース(リール含む)、手箕、ふご袋、ほうき、熊手、軍手、麻ひも、ごみ袋 など

●土・肥料類

黒土、培養土、腐葉土、堆肥、化成肥料、苦土石灰、くん炭 など

●花壇資材類

土留めや作業足場として使用するレンガ、プランター、支柱、花壇用柵 など

助成の対象外となる物品の例

対象外となる申請があった場合、対象外となる部分の費用を助成金交付額から除外します。

※ここに記載した物品以外でも、助成の対象外となる場合があります。

●まちに花や緑を増やす活動に直接必要ではない物品

助成の対象外となりますので、ご自身の団体の事業費での購入をお願いします。

○看板や樹名板、植物ラベルなどのサイン用品

○置物、ガーデンピック、装飾タイル、化粧砂利、オーナメント、イルミネーション、照明器具、ペイント用品、ガーデンチェアやテーブル、パラソルなどの装飾用品

○害虫・害鳥・害獣対策用品(忌避剤、殺虫剤、農薬、ネット、テープ、人形など)

○ブルーシート

○切り花、観葉植物、塊根植物、イミテーションプランツ、七夕の笹・竹類、クリスマスツリー

○飲食物

○衣類や装備品(履物、エプロン、腰道具入れ、ヘルメット等も含む)、タオル類

○虫よけ、救急用品、医薬品類、衛生対策用品(マスク、消毒薬)、洗剤、たわしなど

○収納用品(物置、コンテナなど)、運搬用品(台車、キャリーワゴンなど)

○測定機器類(メジャー、土壌硬度計、pH測定器など)

○自動灌水装置、撮影機器、バリカン、ブロワなど、電気・電池・燃料を必要とする機器・機械類やそのパーツ

○事務用品(筆記用具、用紙類、OA 用品)

○金券類(商品券、切手など)

(次ページに続く)

(助成の対象外となる物品の続き)

●使用に制限がある物品、許可や安全管理が必要な物品

使用に制限がある物品や、許可を得る必要のある物品、正しい使用法の確認・安全対策をしないと事故につながる可能性のある物品

- 農業登録のある薬剤(製品の表示をご確認ください)や、消毒・殺虫・忌避剤の類
- 固まる土や防草シート、マルチングなどの土を被覆する物品や除草を目的とした薬剤類(食品成分等のものも不可)
- はしごや脚立などの高所作業用品
- エンジンやモーター等の動力付きの工具類やその消耗パーツ類、燃料
- 設置に許可の必要な仮設物や工作物等
- その他、活動場所での使用や設置が不適切と判断される物品

●その他

手書き領収書のみで、購入品内容が確認できる内訳書と、納品場所・品物・単価・数量の確認できる写真の提出がないもの。内訳書や写真等により、購入や使用の事実が第三者にも明確に確認できるもの以外は助成対象外となります。